
令和7年度第12回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和8年3月10日(火) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部 寛			
会長職務代理者	13番	山根 祐一	14番	川村 忠幸	
委員	1番	田中 孝幸	2番	東田 輝正	
	3番	明治 良一	4番	岸本 慶子	
	5番	衣笠 指囷	7番	大村 祥一朗	
	8番	上田 正人	9番	大谷 誠一	
	10番	細田 邦男	11番	山本 知司	

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	岸本 政明	横山 茂
	猪本 正己	藤田 榮一郎
	鎌谷 一也	中山 浩一
	山田 裕人	保田 公範
	公賀 義高	

4. 欠席委員 横野 俊彦 佐藤 洋一 中嶋 美枝子

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 7番 大村 祥一朗 8番 上田 正人
- 第2 報告事項1 農地法第3条の3の規定による届出書について
 - 2 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 - 3 非農地証明願について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について
- 第6 議案第4号 共有者等を確認することができない農地の公示について
- 第7 議案第5号 令和8年度農作業標準賃金の決定について
- 第8 その他

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂
主任 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、横野俊彦委員、佐藤洋一推進委員、中嶋美枝子推進委員の3名です。

農業委員 出席者数 13名

農地利用最適化推進委員 出席者数 11名

定足数に達していますので、令和7年度第12回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、7番大村祥一郎委員、8番上田正人委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項です。私からはありませんが、皆さんの方からありましたらよろしくをお願いします。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようですので、事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を3件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は12件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。10ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は9件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告3 非農地証明願について。1件の申請がありました。15ページをご覧ください。【受付番号8-1】新興寺字●●●●、新興寺字●●●●、新興寺字●●●●、新興寺字●●●●、新興寺字●●●●。平成15年頃より耕作しておらず、再生困難な状況になっています。現地確認を東田委員、川村委員、中嶋推進委員及び事務局で確認し、妥当であると判断しました。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	ないようですので続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号25-1について、事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号25-1について説明します。</p> <p>【議案第1号 受付番号25-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 堀越地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 573 m²</p> <p>理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは空き家バンクに登録をされ、一緒に農地、山林も譲渡希望でした。申請地は、令和7年に地籍調査で宅地から分筆され、畑となった農地です。譲受人の●●●●さんが空き家バンクを見て申し込みをされ、売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●●●さんは所有する農地で水稻や野菜を栽培されており、申請地では野菜を栽培される予定です。</p> <p>通作については、取得される空き家の隣ですので、問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、●●●●さんは34年程度農作業従事期間がありますし、奥さんも34年程度の農作業従事期間がありますので問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、周辺は山林に囲まれている農地であり、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。この件につきましては、4番岸本慶子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
岸本委員	<p>4番、岸本です。報告します。</p> <p>●●●●さんは、建物・宅地・山林・農地をまとめて売買する条件で空き家バンクに登録されていました。この畑は自宅の後ろになり、緩やかな傾斜になっており、周りが山林です。</p> <p>3月7日、●●●●さんと●●●●さんに電話で確認することができました。間違いはないということでしたので、問題ないと思われます。終わります。</p>

議長（会長）	はい、ありがとうございます。そうしますと、受付番号 25-1 につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 25-1 について、申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 26-2 について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 26-2 について説明します。 【議案第 1 号 受付番号 26-2 朗読後、説明】 土地の所在地 篠波地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 854 m ² 理由につきましては、申請地は、譲受人の●●●●さんが所有する農地の隣になります。●●●●さんの農地は山際に位置しており、耕作するにも機械が入りにくいため、以前から隣接する申請地も借りて一緒に耕作をされていました。この度、正式に貸借の手続きを進めようと●●●●さんへ話をしたところ、今後も自作する意向がないこともあり無償譲渡したいということで、贈与の話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●●●さんは所有する農地で水稻や野菜を栽培されており、申請地では引き続き水稻を栽培される予定です。 通作については、自宅から 1.5km 程度であり問題は無いと思われ ます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、●●●●さんは 35 年程度農作業従事期間がありますし、奥さんや子も 10 年以上の農作業従事期間がありますので問題はないと思われ ます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、周辺は田に囲まれている農地であり、申請地では水稻を栽培される ということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、5番衣笠指図委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
衣笠委員	失礼します。 5番の衣笠です。受付番号26-2につきまして、事前調査をしましたので報告いたします。 事前調査は3月8日日曜日に譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●●さんに現地へ出向いていただきまして、そこで聞き取り、説明と案内をいただきました。 現地は篠波の集落と別府の集落のほぼ中間所ですかね、私都川の右岸山沿いの長細い田であります。 この農地は、●●●●さんがずっと前から●●●●さんの農地を借りて耕作をされておられたそうです。それで、3年ほど前に、ほ場が長細くて耕作便利が悪いということで、隣に隣接する●●●●さんの農地と、これを中仕切りの小畦ですかね、これをなくして、1枚の大きなくぼにしまして、3年前から、稲作をされているというふうに現地を確認しました。それでこれから先も、このくぼの状態で水稻を作られるとのことでした。 譲渡人の●●●●さんは、今後、耕作をされる意向はないということで、このたび、両者の合意で贈与による所有権移転をされるということでございます。この件は問題なしと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号26-2につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号26-2について、申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号27-3について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号27-3について説明します。 【議案第1号 受付番号27-3 朗読後、説明】

	<p>土地の所在地 日下部地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 454 m²</p> <p>理由につきましては、申請地は、譲受人の●●●●さんの自宅の隣にあります。譲渡人の●●●●さんは高齢になり所有する農地の整理をされる中で、申請地は息子さんも耕作する意向がないこともあり、以前から相談をしていた●●●●さんへ再度譲渡の話をされ、この度売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●●●さんには所有する農地はありませんが、同じ地区内に実家があり、野菜や果樹を栽培されています。申請地では野菜を栽培される予定です。</p> <p>通作については、自宅の隣ですので問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、●●●●さんには農作業従事経験はありませんが、主に耕作をされるお父さんやお母さんは15年程度農作業従事期間がありますので、問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、周辺は家や畑に囲まれている農地であり、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきましては、2番東田輝正委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
東田委員	<p>議席番号2番の東田です。受付番号27-3の所有権移転について、譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●●さんに3月3日に電話で確認をしました。</p> <p>局長さんが言われましたように、申請地は譲受人の●●●●さんの自宅の隣の畑です。●●●●さんは歳をとり、体調もいまいちなので、畑の管理もままにならないので、●●●●さんに贈与の話をされたものです。●●●●さんは自宅の隣の畑なので野菜を作り、畑を管理するとのことでしたので、問題ないと思います。以上です、よろしくをお願いします。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。受付番号27-3につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>

議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 27-3 について、申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号 28-4 について事務局は説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 28-4 について説明します。</p> <p>【議案第 1 号 受付番号 28-4 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 郡家地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 1,323 m²</p> <p>理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは高齢になられ、所有する農地の整理をされており、申請地は息子さんも耕作する意向がないため手放したい意向がありました。そのことを近所で会社を経営している譲受人の●●●●さんへ話をされたところ、●●●●さんが耕作を希望され、売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人の●●●●さんには所有する農地はありません。申請地では野菜を栽培される予定です。</p> <p>通作については、自宅からは 10km 程度、また会社からは 2km 程度であり問題はないと思われまます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、●●●●さんは実家の手伝い等で 3 年程度の農作業の従事経験があり、また一緒に耕作をされるお父さんも 10 年程度農作業従事期間がありますので問題はないと思われまます。</p> <p>最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、周辺は山林や畑に囲まれている農地であり、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、1 番田中孝幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
田中委員	1 番の田中です。28-4 について報告します。 3 月 2 日に代理人の行政書士の森岡氏に電話にて聞き取りをしたところ、申請どおりでまちがないということでした。その後、●

	<p>●●●さんの方に話を聞きに行きまして、本人には農業経験というのは家庭菜園程度しかありませんけれども、お父さんとおじいさんが農業経験があるということでした。今後は、兄弟姉妹等と一緒に野菜を栽培したいということですので、問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。</p>
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号 28-4 につきまして、質問意見等がある方はお願ひしたいと思ひます。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思ひます。賛成の方は挙手をお願ひします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 28-4 について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 3-1 について、事務局は説明をお願ひします。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請審議について。 受付番号 3-1 について説明をします。 【議案第 2 号 受付番号 3-1 朗読後、説明】 土地の所在地 岩渕地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 2,500 m ² のうち 92 m ² 資料については、議案書の 3 ページから 9 ページに付けています。 場所については、議案書の 3 ページから 5 ページに図面を付けていますが、岩渕集落の南にある農地になります。土地利用計画図は 6 ページに付けています。 転用理由につきましては、現在使用している墓地が山中にあるため自宅近くの土地に墓地を移設したいとのことでした。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明しま

す。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、集団農地の第2種農地に該当します。許可根拠は代替地無しです。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側、西側、北側は自己所有の畑、南は道路であり、周辺農地の同意は得られています。

また、雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物はないため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、14番川村忠幸委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

川村委員

14番川村、報告させていただきます。

3月2日、3月3日と電話をするんですけども、サギ師と思われたようで通じませんでした。一応メール入れましたら、3月4日に連絡がありまして、3月5日現地視察を行いました。

現状の墓は山の中にあり、道も狭く、どちらかいうと獣道みたいな形で坂があり、お父さん、お母さんも登れないと。本人も60を超えたようで、猿も出るので非常に危険だと。歩くとともに猿も出てくるので、墓に行くのが非常に危険だということもあり、お寺を場所の選定に選んだんですけども、場所がないため、墓の下に、印のところちょっと2反5畝ぐらいの果樹園があります。ただ果樹園といえども、自分の家が梨を食べる分4本ぐらいを残して、後は全部切っております。

道路は広く、果樹園は柵で囲ってありますので、かかる位置を見ましたら、墓の容量に合わせた土地を考えているようですので、問題はないというふうに考えました。皆さんの承認をよろしく願います。

議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号3-1について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の10ページをご覧ください。 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和8年2月27日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 整理番号512-1から568-57について説明します。この度は貸借のみです。 鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地145,132.28㎡（101筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人4社へ46,896㎡（32筆）、その他22名の個人耕作者へ98,236.28㎡（69筆）を貸付けます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号512-1から568-57につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）

議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号512-1から568-57につきまして、申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第3号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第4号 共有者等を確知することができない農地の公示について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>共有者等を確知することができない農地の公示について。議案書の30ページをご覧ください。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第22条第3項の規定に基づき、共有者等を確知することができない旨公示することについて採決を求めるものです。</p> <p>整理番号3-1について説明します。</p> <p>【議案第4号 整理番号3-1 朗読後、説明】</p> <p>土地の所在地 池田地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,200㎡のうち823㎡</p> <p>この度の対象農地の登記上の所有者は●●●●さんで、貸渡人の●●●●さんの祖母であり、平成14年7月7日に亡くなっておられます。この度、●●●●への貸付けを希望されたため、事務局で戸籍等により探索を行いました。探索の範囲である配偶者、子を確認した結果、配偶者は亡くなっておられ、7人の子もすべて亡くなっていることが判明しました。相続関係者が多いことが予想され、過半の同意を得ることが困難であるため公示を行うものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。整理番号3-1につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号3-1について、申請どおり公示を行うことに決定いたします。</p> <p>以上で議案第4号 共有者等を確知することができない農地の公示についての審議を終了します。</p>

事務局

続きまして、日程第7 議案第5号 令和8年度農作業標準賃金の決定について、事務局は説明をお願いします。

議案第5号 令和8年度農作業標準賃金の決定について説明します。議案書の31ページ及び本日追加で配布しております、令和7年度農作業標準賃金及び令和8年度農作業標準賃金の案をご覧ください。2月26日に八頭町農作業標準賃金検討会を開催いたしました。

本委員会からは、山根職務代理、川村職務代理に出席いただき、町内JA各支店長、町産業観光課長、町内農業法人及び農業者等の地域ごとの代表、計11名で検討していただきました。

それでは、令和8年度の標準賃金案について説明します。黒く塗りつぶしてあるところが変更点になります。

まず、一般労務ですが、鳥取県の最低賃金が、957円から1,030円へ引き上げられたことに合わせ、摘要に記載のとおり、1時間1,030円～1時間1,236円。標準金額8,240円～9,890円としております。

次に苗代について、JAからの価格を参考に670円から869円に変更しています。

次に畦草刈りについてですが、こちらは公共工事設計労務単価の軽作業員単価を基準に算出した、2,450円～2,700円としております。

その他の項目は、金額を変更しておりません。理由については昨年の検討会では、ガソリン価格の高騰を背景に各項目の金額を上げていますが、昨今は価格が落ち着いていること、また、周辺市町と比較し大きく相違がないことを考慮し昨年と同じ価格を設定しています。

果樹関係については、毎年3月中旬に行われる八頭郡果樹協会総会（郡家、八東、河原2、佐治）で決定される標準賃金を用いることを慣例としております。記載の金額で提案される見込みです。変更の場合は修正させていただきます。

決定後につきましては、広報4月号に折り込み、全戸配布、八頭町ホームページ掲載予定です。

なお、八頭町農作業標準賃金検討委員会設置要綱第5条において「農作業標準賃金は、検討委員会の意見を尊重し農業委員会総会において決定する。」と規定されています。説明は、以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。案のとおり決定といたします。 以上で、日程第7 議案第5号 令和8年度農作業標準賃金の決定についての審議を終了します。 日程第8 その他について、事務局より説明願います。
事務局	1. 資料提供 ①令和8年産八頭町各地域米の生産数量目標(目安)設定について ②鳥取県農業農村担い手育成機構の農用地売買事業について ③令和8年度農業委員会の開催予定について 2. 次回4月定例会 次回の農業委員会は4月9日(木)13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。よろしくお願いたします。以上です。
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	(なし)
議長 (会長)	無いようですので、以上で第12回農業委員会を終了します。 終了(14時30分)